

平成 27 年度 インクルーシブ教育システム構築モデル事業 成果報告書 I
 【インクルーシブ教育システム構築モデル地域（スクールクラスター）】

教育委員会名	大分県教育委員会
指定したモデル地域名	別府教育事務所管内

概要

地域内の全学校・園数（平成 27 年 4 月 1 日現在） 【単位：校・園】

幼稚園	小学校	中学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校	合計
38	46	19	11	0	5	119

<参考> 保育園数：53 園、児童発達支援センター等の施設：2 園

【事業概要】

1. モデル地域の特色（特別支援教育に関する事項）

平成 26 年度の研究により、合理的配慮を ICF で検討・評価する方法を見いだすことができた。その方法により提案した合理的配慮を、ICF の「活動・参加」により評価・改善するシステムを検証するためには、同一の対象児童生徒での研究と、新規の対象児童生徒に適応可能かを研究することが必要となった。

また、特別支援学級での合理的配慮を通常学級に反映すること、通常学級での交流及び共同学習での指導内容の変更・調整については課題が残り、継続して研究する必要性が生じている。

そこで、提案した合理的配慮の検証及び課題の研究を深化させるため、モデル地域・協力校を継続することにした。さらに、上記成果を域内の教育資源として活用し継続できる体制基盤のモデル化に適しているため。

2. 取組の概要

【スクールクラスターを活用した取組を支援するために教育委員会が行った取組や工夫】

(1) 合理的配慮研究教員の委嘱

協力校（国東市立安岐小学校、国東市立安岐中学校、日出町立日出小学校、日出町立日出中学校）を指定し、協力校の特別支援学級担任のうち 1 名を合理的配慮の普及推進のリーダーとして委嘱した。

(2) 合理的配慮協力員の派遣

特別支援学校勤務経験者を委嘱し、別府教育事務所に配置し、協力校の校内体制支援や合理的配慮研究教員への助言・教材開発を目的に定期的に派遣した。さらに、地域の教育資源との連携目的や、域内の合理的配慮普及のために協力校以外への派遣を拡大した。

(3) 「合理的配慮協議会」の設置

地域の教育資源を学校への支援や域内の啓発に活かすため、合理的配慮協議会を、学識経験者・医療関係者に加えて、県教育センター・関係市町の福祉担当及び保健担当・児童発達支援センター職員等で組織し、各協力校で当該児童生徒の授業観察を通して、障害特性に応じた合理的配慮を検討した。ICF（活動と参加）により合理的配慮が必要な場面を特定し、ICF（心身機能、身体構造、環境因子）に応じた根拠ある合理的配慮を検討し、その効果をICF（活動と参加）で評価するシステムの検証を行った。

(4) 県内への合理的配慮の普及推進

ICFを活用した合理的配慮協議会の検討方法と、「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」の様式案を県教育委員会のホームページに公開した。

県内の幼稚園、小・中学校、特別支援学校、高等学校の特別支援教育コーディネーター、各市町村の保健師や家庭児童相談員を対象に「合理的配慮基礎研修会（7月）」「成果報告会（2月）」を開催し、障害者差別解消法、ICFを活用した合理的配慮の検討方法、合理的配慮と基礎的環境整備の具体例を報告した。

【モデル地域内における取組】

(1) 協力校での合理的配慮の実践

(2) 協力校での合理的配慮検討委員会の設置

協力校の管理職、特別支援教育コーディネーター、関係市町教育委員会事務局で組織し、提供可能な合理的配慮を決定した。

(3) 協力校近隣の小・中学校を対象とした合理的配慮研究教員の授業公開

(4) 「小・中学校教育課程大分県研究協議会（特別支援教育部会）」での実践発表

各市町村教育委員会の特別支援教育部会の代表者による協議会で、合理的配慮の実践発表を行った。

3. 成果及び課題

合理的配慮が必要な場面をICF（活動と参加）により特定し、ICF（心身機能、身体構造、環境因子）に応じた根拠ある合理的配慮を検討し、その効果をICF（活動と参加）で評価するシステムを分かりやすく伝える工夫をした。その一連作業を可能にするワークシートから転記できる「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」の様式を作成し、それぞれのデータを編集可能な状態で県教育委員会のホームページに公開した。

事業終了後は、県教育センターでの研修や特別支援学校のセンター的機能（巡回相談、専門家チーム相談会）、関係児童発達支援センターを通じて普及推進できることが期待できる。

ただし、実際に学校現場で活用する場合の研修を含めた支援システムや、子供が合理的配慮を適切に申出るための指導の在り方と保護者への理解啓発に課題が残る。